

リハビリセンターかなは指定通所リハビリテーション事業運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人奏葉が開設するリハビリセンターかなは（以下「センター」という。）が行う指定通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの医師、理学療法士及び介護職員（以下「従業者」という。）が、主治医に通所リハビリテーションの必要性を認められた要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの従業者は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、理学療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 リハビリセンターかなは
- 二 所在地 高崎市浜川町1740番地3

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 医師1名
医師は、指定通所リハビリテーション計画の策定に従業者と共同して作成するとともに、指定通所リハビリテーションの実施に関する従業者への指示を行う。
- 二 理学療法士1名以上
介護職員10名以上
看護師1名以上
理学療法士等は、指定通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日、火曜日、水曜日、金曜日及び土曜日とする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時から午後4時まで（7時間）とする。

(利用定員)

第6条 利用定員は、48名とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（リハビリテーション）
- 三 健康チェック
- 四 入浴サービス
- 五 食事サービス
- 六 送迎

七 介護サービス

八 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用者各々の自己負担割合に応じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

一 次条に規定する通常の事業の実施地域を超えて行なう送迎の費用として、片道概ね10km未満500円、片道概ね10km以上20km未満800円、片道概ね20km以上1000円。

二 食事の提供に要する費用として、一食当たり（おやつ含む）600円（おやつのみの場合150円）。昼食のみ（おやつなし）の場合、費用は450円とする。

三 おむつ代として、紙おむつ1枚当たり100円及び尿取りパット1枚当たり50円。

四 その他指定通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、高崎市、前橋市、安中市及び榛東村の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定通所リハビリテーションの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。

二 事業所の設備および備品を利用する際には、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。

三 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、指定通所リハビリテーションの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、別紙「事故および緊急時対応流れ図」に基づき、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第12条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

2 管理者は、防火管理者を選任する。

3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、毎年4月及び10月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 センターは、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後2ヶ月以内

二 継続研修 年1回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、

従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人奏葉とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- 四 上記一から三までを適切に実施するための担当者を置く。

附 則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年10月16日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年7月16日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月16日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年1月16日から施行する。

この規程は、令和元年9月16日から施行する。

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月16日から施行する。

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

この規程は、令和8年4月3日から施行する。